

公的研究費不正使用防止計画

かなざわ食マネジメント専門職大学は、「公的研究費の不正使用防止等に関する規程」第20条に基づき、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、「公的研究費不正使用防止計画」を以下の通り定める。

I 運営管理体制

最高管理責任者	学長
大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について、最終責任を負う。	
統括管理責任者	学部長
最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。	
コンプライアンス推進責任者	最高管理責任者による任命
<ol style="list-style-type: none"> 1. 研究活動の適正化運用の対策を実施し、実施状況を確認する。 2. コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。 3. 構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。 	

II 不正防止計画

不正発生要因	具体的防止計画
<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費に関する運営及び管理について責任体系が明確でない。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止規程で最高管理責任者等やそれらの責任範囲・権限を定める。また、ホームページで公開し、学内外に周知する。
<ul style="list-style-type: none"> 教職員に公的研究費の使用に関するルールが十分理解されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 規程等を配布し、周知徹底を図る。
<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費に対する関係者の意識が希薄である。 公的研究費の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対しての意識が欠如している。 	<ul style="list-style-type: none"> 年1回、コンプライアンス研修を実施し、周知徹底を図る。 関係者から「公的研究費の適正な運営及び管理に関する誓約書」の提出を求めることで、意識の向上に努める。 学長自ら、様々な啓発活動を行い、教職員の意識の向上と浸透を図る。 コンプライアンス推進責任者は、定期的に啓発活動を実施する。

<ul style="list-style-type: none"> 計画的な予算執行ができず、年度末に予算執行が集中する。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 研修会を通じて、各教員の予算執行管理に対する意識向上を促す。
<ul style="list-style-type: none"> 発注段階での財源特定がされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 本学の会計システムでは、財源を特定しない状態での発注はできない。
<ul style="list-style-type: none"> 研究と直接関係ないと思われる物品の購入申請が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究費で購入できる物品を明確にした手引きを配布している。 使用目的に疑義がある物品の購入申請については、事務局から申請者に対して使用目的の聞き取りを行う。
<ul style="list-style-type: none"> 納品検収体制が不十分であるため架空納品による業者への預け金が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 納品検収作業においては、必ず事務局内で現物確認の上検収を行うことを徹底する。 不正取引を行った業者に対しては処分を行う。
<ul style="list-style-type: none"> アルバイト等の採用手続き時におけるカラ雇用、勤務時間管理が適正に行われていないことによる給与の不正受給が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 採用にあたって本人署名による履歴書の提出を義務づけ、事務局で確認の上採用する。 勤務時間の管理については、事務局内で保管している出勤簿に雇用者本人が記載押印し、事務職員と担当教員が内容確認する。
<ul style="list-style-type: none"> 旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員が行う出張については、財源に関わらず出張報告書及び領収書等旅行事実を確認できる書類を提出する。（ただし、一部の少額支出（バス等）については規程により証拠書類の添付を免除している。）
<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口、通報に係る手続きがわかりにくいため通報を躊躇する。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口と通報手段についてホームページで公開し、また内部研修会で案内することで内外に周知を図る。

Ⅲ 不正防止計画の点検・評価

毎年1回以上不正防止計画の点検・評価を行い、見直しを図る。

公的研究費不正使用防止計画

文部科学省

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
（文部科学大臣決定平成26年2月18日改正）



かなざわ食マネジメント専門職大学

公的研究費の適正な運営・管理に関する基本方針

公的研究費の適正使用に関する行動規範
（研究者が研究活動において遵守すべき行動規範）

公的研究費の不正使用防止等に関する規程

- ・ 公的研究費の不正使用が起こらない（疑われない）環境形成のための遵守事項
- ・ 不正行為の通報等があった場合における調査等の対応

公的研究費不正使用防止計画